

国分グループ人権方針

私たち国分グループは、1712年に4代國分勘兵衛が江戸・日本橋本町で創業して以来、不変の経営哲学として「信用」を社是に掲げ、300年以上にわたり生活者に「食」を届けています。

人権の尊重は、信用を守り続けるための行動憲章・行動規範である「平成の帳目」にうたわれており、また、私たちの企業理念で示している「食を通じて世界の人々の幸せと笑顔を創造する」うえで、何よりも大切であると認識しています。

この考え方にに基づき、事業活動において影響を受ける全ての人の人権を尊重するために、「国分グループ人権方針」（以下、本方針）を定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 国際人権基準の支持・尊重

私たちは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典（『世界人権宣言』『国際人権規約』）、労働における基本的権利（結社の自由・団体交渉権の尊重、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用および職業における差別の排除）を規定した「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際的な人権基準を支持、尊重するとともに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、これに基づいて人権に関する取り組みを実践します。

私たちは、事業活動を行う国・地域における法令および規制などを遵守します。また、国際的に認められた人権と各国・地域の法令などに矛盾がある場合には、国際的な人権原則を尊重するよう努めます。

2. 適用の範囲

本方針は、国分グループの取締役、監査役などの役員および社員、パートタイマー、派遣社員などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての従業員（以下、「役員および従業員」）に適用します。

お取引先などのすべてのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解、支持し、私たちと協働して人権尊重の取り組みを進めていただくことを期待しています。

3. 推進体制

本方針はサステナビリティ委員会を推進主体とし、運用の責任を持つ担当役員を明確にすることで、実効性を担保します。

4. 人権尊重の実践

私たちは、あらゆるステークホルダーの人権を尊重するため、人種、信条、性別、年齢、学

歴、社会的身分、門地、国籍、民族、宗教、障がいの有無、性的指向・性自認などによる差別や、その他あらゆるハラスメント、強制労働、児童労働、非人道的な扱いを禁止し、結社の自由および団体交渉権を尊重し、適切な労働時間・賃金、安全で衛生的かつ健康な労働環境の確保などの人権尊重の取り組みを推進していきます。

今後、ステークホルダーや人権に関する専門家との対話や協議を行い、優先的に取り組む人権課題を特定し、適宜見直しを図りながら対応していきます。

5. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施することにより、サプライチェーンにおいて与える人権への負の影響を把握し、防止・軽減を図ります。

私たちは、人権デュー・ディリジェンスの取り組みにおいて、外部専門家の専門知識を活用するとともに、従業員や地域社会、お取引先、生活者などの関連するステークホルダーとの対話を継続的に行います。

6. 是正・救済

私たちが事業活動において人権への負の影響を及ぼした場合、またはこれに関与したことが明らかになった場合は、適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組みます。

また、これらの懸念について通報・相談ができる体制を整えていきます。通報者・申立者については、匿名性を担保し、通報・申立てをしたことを理由とした不利益な取扱いが生じないように保護します。

7. 教育・研修

私たちは、本方針への理解促進と、事業活動において実行されるよう、役員および従業員に対して、教育と研修を行います。

8. 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組みについて、継続的にモニタリングし、ウェブサイトなどで情報開示を行います。

2022年6月1日制定
代表取締役社長執行役員兼 C00

國分 晃